

# 平成 31 年第 1 回阿武町議会定例会 会議録

## 第 1 号

平成 31 年 3 月 4 日 (月曜日)

開 会 9 時 00 分 ～ 散 会 16 時 56 分

### 議事日程

開会 平成31年 3 月 4 日 (月) 午前 9 時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長施政方針演説

日程第 4 議案第 1 号 阿武町課設置条例等の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 2 号 阿武町監査委員 (識見を有する者) の選任につき同意  
を求めることについて

日程第 6 議案第 3 号 阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を  
改正する条例

日程第 7 議案第 4 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正す  
る条例

日程第 8 議案第 5 号 阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改

## 正する条例

- 日程第 9 議案第 6 号 阿武町一般住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 7 号 阿武町使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 8 号 阿武町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 9 号 阿武町森林環境管理基金条例
- 日程第 13 議案第 10 号 阿武町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 14 議案第 11 号 阿武町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 12 号 萩市と阿武町との定住自立圏形成協定の変更について
- 日程第 16 議案第 13 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第 17 議案第 14 号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第 18 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 19 議案第 15 号 平成 30 年度阿武町一般会計補正予算(第 4 回)
- 日程第 20 議案第 16 号 平成 30 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別

## 会計補正予算(第 4 回)

- 日程第 21 議案第 17 号 平成 30 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別  
会計補正予算(第 3 回)
- 日程第 22 議案第 18 号 平成 30 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正  
予算(第 1 回)
- 日程第 23 議案第 19 号 平成 30 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第  
4 回)
- 日程第 24 議案第 20 号 平成 30 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第  
1 回)
- 日程第 25 議案第 21 号 平成 30 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予  
算(第 1 回)
- 日程第 26 議案第 22 号 平成 31 年度阿武町一般会計予算
- 日程第 27 議案第 23 号 平成 31 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別  
会計予算
- 日程第 28 議案第 24 号 平成 31 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別  
会計予算
- 日程第 29 議案第 25 号 平成 31 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 26 号 平成 31 年度阿武町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 27 号 平成 31 年度阿武町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 28 号 平成 31 年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算

日程第 33 議案第 29 号 平成 31 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算

日程第 34 委員会付託

### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

### 出席議員（8 名）

1 番	中	野	祥	太	郎
2 番	伊	藤	敬	久	
3 番	市	原		旭	
4 番	池	田	倫	拓	
5 番	小	田	高	正	
6 番	田	中	敏	雄	
7 番	清	水	教	昭	
8 番	末	若	憲	二	

欠席議員

なし

## 説明のため出席したもの

町長	花	田	憲	彦
副町長 (総務課長事務取扱)	中	野	貴	夫
教育長	小	田	武	之
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
民生課長	梅	田		晃
住民課長	工	藤	茂	篤
経済課長	野	原		淳
施設課長	田	中	達	治
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	三	好	由	美子
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	水	津	繁	斉

**欠席参与**                      **なし**

## 事務局職員出席者

議会事務局長	藤	田	康	志
議会書記	高	橋	仁	志

開会 午前 9 時 00 分

## 開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。  
おはようございます。ご着席ください。

○議長 開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。今年も 1 月は行く、2 月は逃げるとのことどおり、あっという間に過ぎ、早 3 月の声を聞くこととなりました。この冬は、福賀地区で積雪が何回かあったものの、おおむね穏やかな天候であったと思います。しかしながら、冬場の積雪が少ないということは、夏場における水不足が懸念される場所ですが、そんなことがないように祈っております。明後日の 3 月 6 日は、24 節気の一つでもある啓蟄です。冬ごもりをしていた虫たちが、動き始める頃と言われております。しかし、まだまだ朝の冷え込みは厳しくて、早く本格的な春が訪れるのが待ち遠しいこの頃であります。今年、日本において大変大きな出来事があります。現天皇陛下の御退位により、新天皇陛下が 5 月 1 日に御即位されます。それに伴い、新元号は 4 月 1 日に発表され、5 月 1 日に改元されます。平成の時代を顧みますと、平成 7 年 1 月の阪神淡路大震災、平成 23 年 3 月の東日本大震災、平成 28 年 4 月の熊本地震、更には、日本各地での大水害など多くの災害が発生しました。そんな中、天皇陛下におかれましては、各被災地を回られて、国民を元気づけていらっしゃいました姿が多く報道されています。5 月から、新天皇陛下になられても、国民を思う気持ちは変わらず、国民に寄り添っていただけると信じております。現在、国におきましては、平成 30 年度補正予算が成立し、101 兆 4,571 億円の平成 31 年度予算案が衆議院で可決され、今日から参議院で審議される所ですが、この予算の中には、我々阿武町議会が反対をしております、新型

迎撃ミサイルシステムイージス・アショアの導入費用が入っております。今、むつみ演習場への配備計画の撤回を求める阿武町民の会が設立され、その輪は、今後大きくなっていくとしております。今後、議会としましても、住民サイドに寄り添いながら、対応しなくてはと思っております。そんな中、議員各位におかれましては、諸事ご多端な中を、平成31年第 1 回阿武町議会定例会の招集にあたり、応召ご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日からの阿武町議会定例会では、花田町長の平成31年度に向けての施政方針演説が発表された後、一般会計28億2,400万円ほか7つの特別会計との合計44億3,770万6,000円の新年度予算案が上程され、審議を行うわけですが、我々議会といたしましても、「小さくてもキラリと光るまち、阿武町」を継続していくため、この予算をしっかりと審議し、次に繋げていくことをお願いいたしまして開会の挨拶とさせていただきます。

○議長 本日の出席議員は、8人全員です。

ただいまより、平成31年第 1 回阿武町議会定例会を開会します。

○議長 これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり、町長施政方針演説、議案説明、委員会付託です。

### 議長諸般の報告

○議長 これより、日程に入るに先立ち、過ぐる12月 5 日開催の平成30年第 5 回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め、諸般の報告を行います。

12月25日、イージス・アショアの陸上自衛隊むつみ演習場配備に関する原田防衛副大臣との面談が県庁であり、本職が出席しました。

1月2日、阿武町成人式が町民センターで開催され、議員各位出席され、新

成人の門出を祝されたことは、ご高承のとおりです。

1 月 5 日、第 14 回医療関係団体新年互礼会がホテルニュータナカで開催され、本職が出席しました。

1 月 7 日、山口県知事及び山口県議会議長への新年の挨拶が山口県庁で開催され、本職が出席しました。

1 月 12 日、平成 31 年阿武町消防出初式が町民センターで開催され、議員各位出席されたことは、ご高承のとおりです。

1 月 24 日、新春懇話会が町民センターで開催され、議員各位出席されたことは、ご高承のとおりです。

2 月 2 日、明日の郵政事業を考える会が萩市千春楽味楽亭で開催され、本職が出席しました。

2 月 14 日、萩市議会と意見交換会が萩市で開催され、議員各位出席されたことは、ご高承のとおりです。

2 月 15 日、平成 31 年第 1 回山口県後期高齢者医療広域連合議会定例会が山口市自治会館で開催され、本職が出席しました。

同じく 2 月 15 日、山口県町議会議町会の 2 月定例会が山口市自治会館で開催され、本職が出席しました。

2 月 16 日、平成 30 年度阿武町栄光文化賞及び阿武町っ子栄光賞授与式が町民センターで開催され、中野副議長が出席しました。

2 月 26 日、議会運営委員会が開催され、今期定例会に関する協議がなされました。その結果につきましては、お手元に配付の資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、6 番、田中敏雄君、7 番、清水教昭君を指名します。

### 日程第 2 会期の決定

○議長 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、過ぐる 2 月 26 日開催の議会運営委員会において審議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日 3 月 4 日から 22 日までの 19 日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日から 3 月 22 日までの 19 日間と決定しました。

### 日程第 3 町長施政方針演説

○議長 日程第 3、ここで、今期定例会にあたり、花田町長が施政方針演説を行います。町長。

○町長(花田憲彦) 平成 31 年第 1 回阿武町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

春寒も次第に緩み、早春の息吹が感じられる清々しい季節となってまいりましたが、議員の皆様には、公私ともに御多繁の中を本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。心から厚くお礼を申し上げます。

本日から開会されます、本議会定例会は、平成 31 年度当初予算を始めとする、

重要な諸案件の審議をお願いすることになりますが、その前に先ずは、私の、施政の方針に係る所信の一端と、主要な施策の概要について申し述べさせていただきます。

さて、去年は、明治改元から 150 年を記念した節目の年でありましたが、今年 2019 年は、日本にとって歴史的な転換点に立つ年となります。ご案内のとおり、4 月 1 日には新元号が発表され、4 月 30 日には今上天皇が退位され、5 月 1 日には皇太子殿下が新天皇に即位されるとともに、新元号への改元が実施されます。この改元を挟んだ 4 月 27 日から 5 月 6 日までのゴールデンウィークは、10 連休と、休みが例年より 3 日増えることになり、これによって、個人消費が大幅に伸びるとの予想もされているところであります。また、4 月には統一地方選挙、7 月には参議院議員選挙もありますが、この 2 つの選挙が同年で行われるのは実に 12 年ぶりのこととなり、10 月に予定されている消費税率の引き上げ等を争点に、少なからず波乱が生じることも予想もされているところであります。このほか、6 月 28 日、29 日には、大阪で G 2 0 の首脳会議が開催され、日本が初めて議長国を務めるほか、8 月 28 日から 30 日にかけては、横浜市で第 7 回アフリカ開発会議の開催が予定をされております。また、スポーツイベントとしては、9 月 20 日から 11 月 2 日にかけて、ラグビーワールドカップが日本で初めて開催され、更に、来年の夏には、東京オリンピック、パラリンピック、そして、更に、その翌年には、生涯スポーツの世界大会とも言われるワールドマスターズゲーム 2021 の第 10 回記念大会が、アジアでは初めて日本で開催されることが決定しており、ビッグなスポーツイベントが 3 カ年続けて開催される予定となっている中で、今年がその第 1 年目となることから、世界的な注目が日本に集まることが大いに期待されております。近年、AI を始めとする I O T、自動運転、第 5 世代の移動通信システム(5G)の技術革新が進んでおりますが、世界的なイベント等の開催を契機として、更に技術革新が一段と加速さ

れ、これまで想像できなかった利便性を享受できる時代の到来と、海外からの来訪客の増加等により、更なる景気の回復も期待されているところではありますが、一方で、地方においては、その景気の恩恵を享受できるかどうかについては、いささか疑問が残るところであります。

こうした中で、政府の2019年度の一般会計予算につきましては、前年度比3.8%増の101兆4,564億円となり、通常の前年度比は99兆円に抑えられているものの、10月の消費税増税に備えた臨時特別の措置として2兆円が計上され、初めて100兆円を突破した大きな予算となっております。特に、地方財政の最大の関心事であります地方交付税につきましては、国の税収の増加に伴い入口ベースが1,904億円増の15兆5,510億円、出口ベースが1,724億円増の16兆1,809億円で、国、地方で半分ずつ負担する折半ルールの対象となる財源不足は、11年ぶりに解消されることとなり、地方財政対策における一般財源の総額は5,913億円増の62兆7,072億円が確保され、過去最大となっております。特に、幼児教育の無償化については、国が1/2、都道府県と市町村が1/4ずつ負担し、初年度の運営費及び2020年度までの事務費を全て国が負担することで、全国市長会や全国町村会と合意がされたほか、地方創生関連では、地方自治体の先駆的な取り組みを支援する地方創生推進交付金に前年度と同額の1,000億円が計上され、地方負担と合わせた事業費ベースでは、2,000億円が確保されたところでもあります。このような中で、私は、一昨年5月に町長に就任して以来、「チェンジ・チャレンジ」、「打てば響く！ 町民の一人ひとりに寄り添うまちづくり」をモットーに、阿武町の良き歴史と伝統を継承しながら、目指すべき将来像である「夢と笑顔あふれる豊かで住みよい文化の町」の創出、そして、躍動し「選ばれる町づくり」のために、私自身が先頭に立って行動を起こすとともに、町民に寄り添い、意見に耳を傾け、町民目線で「打てば響く行政」を進めてきたつもりであります。

こうした中で昨年は、町内13の自治会役員を対象とした「地域に寄り添う懇談会」をはじめ、みどり保育園の保護者の方々、お母さん方や、農村青年協議会の若者、また、漁協各支店の運営委員さんで行ったカジュアルトークや意見交換等で、住民のみなさんと膝と膝を突き合わせて協議する中で、町の克服すべき問題や課題のほか、新たな夢や希望も見えてきたところでもあります。そして、「阿武町暮らし支援センターshiBano」の開所をはじめ、「福賀地区高齢者福祉複合施設いらお苑」、「萩警察署奈古駐在所」の竣工式のほか、昭和の大合併以来の悲願とも言える「主要地方道益田阿武線」の全線改良工事完了に伴う竣工式典等の開催、また、7月の第1回ABUスイムラン大会の開催をはじめ、9月の萩ジオパークの認定、10月の柳橋分譲宅地24区画の売り出し、11月には4年ぶりとなる「ジャズコンサート」の再開など、チェンジ・チャレンジの精神と、地域に寄り添う気持ちを持って、更にスピード感を持って、新しいまちづくりを推進してきたところでもあります。こうした中であって、なお昨年一番の出来事は、6月にイージス・アショアに係るむつみ演習場への配備計画が、国から一方的に示され、住民説明会の開催をはじめ、福賀地区等から嘆願書や要望書を受けての上京、そして、9月の議会定例会において、福賀地区から提出された「イージス・アショアの陸上自衛隊むつみ演習場への配備計画の撤回を求める請願書」、これの議会の全会一致の採択を受けて、阿武町長として、むつみ演習場への配備計画に反対する旨を明確に表明させていただいたところがあります。阿武町民の安全・安心を第一に考え、町民の安全・安心を脅かすものを排除するのは、町長としての当然の責務であるとの覚悟から、国や県、町議会、更にはマスコミ対応等においても初心貫徹する思いで取り組んで来たところではありますが、この2月3日には、福賀地区のみなさんを中心とした「むつみ演習場へのイージス・アショア配備に反対する阿武町民の会」の設立総会が行われ、現在、380人の会員がおられると聞いているところではありますが、今後

、この阿武町民の会の趣旨や目的、福賀地区のみなさの思いが全町的に広がり、理解され、奈古地区、宇田郷地区においても会員が増えることを期待するとともに、行政と町民が心をつにして、町の存続と私たちの生活を脅かす「むつみ演習場へのイージス・アショア配備計画」については、引き続き反対をして参りたいと考えているところであります。

さて、次年度の 2019 年度におきましては、「第六次阿武町総合計画」及び「阿武町版総合戦略」においても 5 年度目となり、それぞれの計画の仕上げの年であり、また、新たな総合計画、総合戦略の策定の年でもあります。その中であって、阿武町における喫緊の課題は、第 1 に人口定住対策であり、中でも若者定住とこれの条件となる雇用の創出が最大の課題であります。しかしながら、若者定住と雇用の創出は一朝一夕で為るものではなく、合わせて少子高齢化における人口の減少は、私たちの生活に大きな影響を与えており、今後もこれが更に進行していくことは、避けて通ることのできない現実として、しっかりと認識していかなければなりません。子どもや若者世代、子育て世代、壮年世代、そして高齢者世代が、それぞれ、精神的にも肉体的にも更に経済的にもより暮らしやすく、安全で安心な環境を整備することは、行政の使命であり、新年度においても、広く住民のみなさんの声を聞きながら、小さな町の利点を最大限に活かしつつ、町民と行政、町民と職員、町民と議会との距離を縮めながら、町民の思いが直接行政に伝わり、施策として展開されるよう努めて参ります。また、去る 2 月 19 日には、山口銀行の主催により「萩・長門・益田地区はってんクラブ合同例会」が益田市で開催され、「南日本海フォーラム」と称して、益田市から長門市までの「広域連携から始まる新たな地域間交流、地域活性化、今後の展開を考える」をテーマに、各組長と地域おこし協力隊が一堂に会して協議し、1 町 3 市でスクラムを組んで、この北浦地域全体の底上げを行っていくよう、相互に共通認識を持ちながら連携していくことを確認し合ったところ

であります。

新年度におきましては、第一次産業の振興と定住促進対策を柱として、あらゆる施策を総動員して、チェンジ・チャレンジの精神をもって、他の自治体に先駆けた施策を、大胆かつ果敢に進めていく所存でありますので、議員各位におかれましては、今後ともご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、ここで平成31年度において取り組むこととしております主要施策の概要を申し上げます。

始めに産業対策であります。農業面では、新規事業として、畦畔法面等にセンチピードグラスと言われる芝を吹き付けて、農家の草刈労力軽減に資するための「畦畔管理省力化実証事業」のほか、継続事業においては、福賀地区の危険ため池 6 カ所のうちの最後となる折掛ため池の改修工事をはじめ、老朽化が著しい県営圃場整備事業福田地区における長沢地区のパイプラインの整備や、新立・森見藤地区の用水路の整備等における調査、事業計画の策定、経済効果の算定等を行います。また、奈古地区における遊休農地、耕作放棄地対策として、圃場整備やキウイフルーツのモデル農園を整備する計画策定を引き続き行うほか、新規就農者の確保対策を強化するために、技術研修や就農後の定着まで一貫した支援の強化を図るとともに、農業法人等を受け皿として、新規就農者が定着できるしくみづくりの支援を行って参ります。そのほか、慢性的な地域農業の担い手不足の解消のために、地域おこし協力隊の制度を活用して、農業に従事しながら農業研修を行う農業支援員についても、研修を通じて農業技術や農業における知識の向上に努めるとともに、期間満了後も地域に定着できるよう必要な支援を行って参ります。更に、深刻なイノシシ、サル等の有害鳥獣の被害に対応するために、捕獲頭数の増頭を図るとともに、天井進入型の移動式猿捕獲柵を新たに 3 地区に 1 基ずつ計 3 基を増設するほか、新規事業と

して、受益者が 1 人から 2 人で、国庫補助事業の対象とならないイノシシ進入防止柵等の設置に対する助成、及び狩猟免許取得に対する受講料や手数料を補助する単独の町有害鳥獣対策補助金交付事業を実施して参ります。

次に、林業におきましては、引き続き町有林の健全な育成、森林の多面的機能の維持、良質優良材の生産に向けた造林事業における搬出間伐や作業道及び路網の整備のほか、森林環境譲与税活用事業として、森林情報閲覧システムの導入、里山整備支援、放置竹林対策などの事業を行って参ります。

次に、水産業においては、宇田郷地区宇田郷漁港尾無地区の漁港施設の長寿命化を図るための機能保全工事を実施するほか、出荷する魚の鮮度を維持するため、宇田郷漁港にクレセントアイスの製造機械を導入するための助成事業や、道の駅下の奈古漁港沢松地区の土砂取り除きに係る整備工事、また、間伐材魚礁 80 基とシェルナース 20 基の沈設事業等も行って参ります。

次に、商工業対策においては、新規事業として期待しているところでありますが、町内事業者が新たな特産品の開発を行うため、キジハタ、トラフグ等を対象にナノバブルシステムを利用した陸上養殖施設の設置に対する助成を行うための地域経済循環創造事業や、6 人の企業誘致推進員と共に企業誘致のセールスを積極的に進めるとともに、奈古の大床ため池下に位置する農地を購入し、工場用地として整備するための造成工事及び設計業務を行うほか、起業時の初期投資等の負担軽減を図るため、経費の一部を助成する起業化支援事業についても引き続き実施して参ります。

次に、暮らしの対策であります。新規事業として、在宅の障害者や高齢者等の日常生活の利便と社会活動の範囲を拡大し、福祉の増進を図るため、コミュニティワゴン及び町営バスの利用運賃を助成する福祉バス助成事業、及び 40 歳から 57 歳の男性に対する風疹抗体検査の実施と抗体検査陰性者に対する風疹ワクチンの接種を実施する予防接種事業のほか、病児保育の利用についても、県

内全ての市町の病児保育施設利用を可能とする、病児保育広域利用事業を新たに開始いたします。また、継続事業として、妊娠を希望する女性とその家族に対する風疹ワクチンをはじめ、子どもに対する流行性耳下腺炎(通称おたふく風邪)であります。これとロタウイルス及びインフルエンザの任意予防接種代金の半額助成や、高齢者の健康な暮らしを支援するため、罹患すると重症化する危険性の高い 75 歳以上のインフルエンザ予防接種代金の全額助成、子育て支援、少子化対策として、福賀地区、宇田郷地区からの高校生通学に対する町営バスの無償化、下宿代の一部助成をするほか、高校まで拡充した医療費の完全無料化、そして、多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、第 3 子以降の子どもの保育料の階層に応じた無償化、また半額軽減等も引き続き実施して参ります。このほか、母子健康センターの和式トイレの洋式化や、子どもトイレ、子ども用手洗いの設置等を行い、障害者福祉においても、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく各種福祉サービスとして、居宅介護、デイサービス、施設入所や児童発達支援、放課後等デイサービス等においても、引き続き取り組んで参ります。

次に、生活環境対策におきましては、継続事業の、町道東方筒尾線の今回はニッタイから土埤トンネルまでの未改良区間の工事をはじめ、福賀中村地区内で豪雨時の冠水の際に、迂回路として利用される町道亀山十王堂線のバイパス及び現道の拡幅を行うための用地買収及び建物補償のほか、新規事業として、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、町道宇田中央線の千歳橋橋梁の補修設計及び補修工事や、宇田ふれあい体育館周辺の法面のコンクリート舗装化、また、漁業就業者の定住を促進するため、尾無地区に町営住宅 2 棟 2 戸を新築するほか、老朽化の進む水ヶ迫団地の浴室を計画的にユニットバスに改修して参ります。このほか、自治会における町道等の草刈作業の労力負担軽減事業については、緊急性の高いところを選定しながら、町道の路肩及び法面の舗装工事を実施し、

更に、簡易水道における老朽管更新事業については、新年度においても引き続き実施して参ります。また、木与防災事業に伴う流末水路改修工事や、奈古の町道大元線の側溝整備工事、町道下郷郷川線の路肩整備工事、更に従来から要望のあったサンマート横の町道田待川線防護柵設置工事、J R 野地踏切の拡幅に伴う国道191号の測量設計、及び福賀地区の町道舗装補修工事等を新規事業として実施して参ります。このほか、町民の安全・安心の確保及び防災対策を図るため、生活路線バス及び町営バスの運行事業を継続して行うほか、コミュニティワゴン運行事業につきましても、利用状況を考慮しながら地域公共交通会議で協議し、利便性の向上と一層の利用促進を図って参ります。また、防火水槽を林業センター付近の森見藤地区に新設するとともに、防災行政無線の屋外拡声器については、新たに津波浸水想定区域の一つである土地区で設置を行うほか、のうそんセンターのエアコン老朽化に伴い、計画的に設備の更新を行うこととし、今年度は、利用度の高い営農研修室、ホワイエ、集会室の3カ所について更新工事を実施いたします。

次に、定住促進対策であります。定住の前提は魅力ある町づくりであります。そのため、引き続き産業振興はもとより、住みやすい環境整備のための各種のハード事業、また、特色のある子育て支援やスポーツ、文化行事等のソフト事業を鋭意進めて参ります。そのため、定住奨励金の住宅取得補助金や空き家等リフォーム補助金などの各種定住奨励金制度を継続するとともに、U・J・I ターンの積極的な促進を図るため、柳橋分譲宅地の販売促進のほか、空き家バンク事業の充実や定住アドバイザーの活用、また、地域おこし協力隊や集落支援員についても増員を図って参ります。特に、まち・ひと・しごと創生特別事業につきましても、引き続き「選ばれる町づくり推進事業」として、4分の1ワークス、花嫁・花婿修行などの8つの主要プロジェクトの推進のほか、新規事業として、水産業の付加価値流通や林業活用における「新たなしごと創

出事業」、そして、道の駅を中心として滞在拠点としてのビジターセンターや簡易宿泊所の整備、体験コンテンツの開発を図る「まちの縁側事業」を、地方創生推進交付金を活用しながら鋭意進めて参ります。また、柳橋分譲宅地については、新たに 5 区画を整備し販売するほか、昨年度新たに復活した福賀神楽舞保存会に対する衣装購入に係る経費をはじめ、まちの暮らしを体験プログラム化して、地域滞在型の交流を促す新たな担い手組織の設立と、運営経費を補助する事業のほか、新年度は、冒頭にも申し上げたとおり、新たな計画を作る年であり、町民アンケートやヒアリングを実施しながら、住みよいふるさとづくり計画審議会の開催などを含め、基本計画と総合戦略が一体となった 2020 年から 2024 年の 5 カ年計画における新しい総合計画の策定にも取り組んで参ります。

次に、社会教育・学校教育の推進であります。新規事業として、阿武小学校の多目的ルーム及びランチルームの室温調整や式典等での演出を図るためカーテン設置事業、福賀小学校の集会室、ランチルーム、音楽室の 3 特別室にエアコンを設置する空調設備新設工事、阿武中学校の西側窓に網戸を設置し、電気代等の経費を節減する網戸設置事業、平成 15 年に購入した宇田郷スクールバスが老朽化したため、29 人乗りのスクールバスを更新するほか、身体障害者福祉協議会からの要望により、町民センターへの出入りの利便性を図るため、入口のスロープに点字ブロックを新たに設置いたします。また、文化ホール事業として、実行委員会形式によるジャズコンサートを昨年に引き続き開催するほか、新たに「あなたの夢叶えますプロジェクト」として、町民から実施したいコンサートやホールイベントを広く募集して、各世代のニーズに合った夢のコンサート等を実施して参ります。また、老朽化が進み故障の多くなっている多目的ホールの音響設備の全面改修や、老朽化が進んでいる福賀国民プールの飛び込み台、水切りグレーチング等の改修、経年劣化によりワイヤーの断裂等が目立つ宇田ふれあいグラウンドのバックネット改修工事などをそれぞれ実施いたし

ます。更に、町民の学習に対する多様な需要を踏まえて、郷土に誇りの持てるような生涯学習の機会を提供し、阿武町の有形無形の歴史的価値を持つ資源を活用し、歴史発見講座を町文化財審議会と協力して開催するほか、歴史的価値を探り、町づくりに資することを目的に、阿武町に縁のある古文書の解読にも努めて参ります。また、昨年、萩ジオパークが日本ジオパークに認定されたことを受けて、町民にジオパークへの理解を深めるとともに、ジオガイドの候補となる人材を発掘し育てるため、毎月ジオサイトにちなんだ講座を開催し、合わせてジオサイトの見学体験を実施するほか、昨年度に引き続き、今年度も実行委員会制による第 2 回 A B U スイムラン大会を道の駅下の海岸を発着点に開催し、住民と一体となっておもてなしや町づくりへの参加を進めて参ります。

最後に、住民参画対策であります。自治会に対する総合交付金交付事業について引き続き実施するほか、集落活動の維持向上や組織体制のあり方についても、地域と協議しながら鋭意進めて参ります。また、自治会の自主防災組織としての取り組みも 11 年目を迎え、昨年の大火災の発生の際においても、これまでの訓練が功を奏し、協力隊の迅速な初期消火活動の対応により、延焼や類焼が最小限に抑えられるなど、大きな成果が認められています。この成果を踏まえ、新年度においても、消防団を補完する組織の育成・強化に積極的に努めて参ります。また、自治会単位や周辺自治会との合同による懇談会、あるいは各種団体・グループ等とのカジュアルトークのほか、従来のような地区ごとの町づくり懇談会の開催につきましても、これまでの反省点などを検証しながら、新年度においても何らかの形で実施して参りたいと考えております。

以上、2019 年度に取り組むこととしております、重要施策の概要等についてご説明申し上げましたが、新年度においては、総合戦略と一体となった新たな総合計画の策定に向けた準備の年度でもあることから、農林水産業における第一次産業の活性化をはじめ、定住促進、観光開発、地域経済の循環社会の構築

など、新たな取り組みにおける元年と位置づけて、将来につながる希望と期待、そして、ワクワク感のあるような予算になるよう、意を用いて編成したところでもあります。現在、第 6 次阿武町総合計画、地方創生阿武町版総合戦略においては、ご案内のとおり、それぞれの計画を鋭意進行中であり、第 6 次総合計画における各種事業につきましては、概ね計画どおり実施してきたところであり、来年 3 月末の人口目標を 3,300 人、世帯数を 1,600 世帯としていたところですが、今年の住民基本台帳による 1 月末の人口が 3,309 人、世帯数が 1,579 世帯でありますので、残り 1 年をかけて何とか目標の人口及び世帯数が堅持できるよう、引き続き定住対策等に力を入れながら、魅力ある町づくりの創出に向けて一生懸命努力して参ります。また、地方創生の阿武町版総合戦略の推進におきましては、ご案内のとおり、住まい、しごと、人のつながりの 3 つを重点の柱に、人口定住につながる 8 つのプロジェクトを中心に、地域を巻き込みながら鋭意進めておるところであります。萩市との連携によるジオパークへの参加・協力、また、それを担う人材育成等にも積極的に進めて参ったところですが、ここに来てやっと蒔いた種から芽が出はじめてきたかな、というふうな実感をもっているところでもあります。新しい総合計画の策定においても、引き続き「縮充」をキーワードに、人口減少に対する自立した地域社会の構築を目指すとともに、第一次産業の推進をはじめ、定住対策や新たな町の魅力と活力を引き出すための、道の駅を拠点とした観光開発やジオパークの活用の推進も図って参ります。更には、「ひと、もの、金」が地域内で循環するよう、地元商店や物産の積極的利活用、地元出身者の雇用の促進、地産地消の取り組み、事業継承等による地域内循環社会の構築についても積極的に取り組みながら、住民の幸せを第一に考え、新しいライフプランや新しいライフステージが提供・提案できるように、平成のその次の新しい時代に向かって、未来を切り拓いて参る所存でありますので、議員各位におかれましても、重ねてご理解、ご協

力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本定例会にご提案を申し上げ、ご審議をお願いいたします議案につきまして、その概要をご説明を申し上げます。

まず、議案第 1 号「阿武町課設置条例等の一部を改正する条例」につきましては、分かりやすい行政サービスの一環として、町民及び町外の方々から各課のイメージが容易にできるよう、新年度から各課の課名を変更して、民生課を健康福祉課、住民課を戸籍税務課、経済課を農林水産課、施設課を土木建築課にそれぞれ変更するものであります。

次に、議案第 2 号「阿武町監査委員(識見を有する者)の選任につき同意を求めることについて」につきましては、識見を有する監査委員の任期が本年 5 月 8 日をもって満了するため、後任の新しい監査委員の選任についてご同意をお願いするものであります。

次に、議案第 3 号「阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第 4 号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、本年度における山口県人事委員会の勧告に伴い、議会議員及び特別職の期末手当に係る率の引き上げを「阿武町一般職の職員の給与に関する条例」の適用を受ける職員の例にならい、来年度からは国の基準に合わせて、6 月期と 12 月期を同率とするものであります。

次に、議案第 5 号「阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、山口県人事委員会の勧告に伴い、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、現行の山口県の給料表から国の人事院勧告による給料表に切り替え、一般職と再任用職員について、期末手当の支給につきましては、現行の期末手当の 6 月期と 12 月期を同率に変更するものであります。

次に、議案第 6 号「阿武町一般住宅条例の一部を改正する条例」及び議案第

7 号「阿武町使用料条例の一部を改正する条例」につきましては、新たに建築した東方住宅 1 棟 4 戸の供用開始と各戸の月額住宅使用料の追加、及び駐車場の位置を新たに追加するものであります。

次に、議案第 8 号「阿武町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、介護保険法施行規則等の一部改正により、新たに「共生型地域密着型通所介護」のサービスを追加するものであります。

次に、議案第 9 号「阿武町森林環境管理基金条例」につきましては、次年度から交付が始まる森林環境譲与税の使途が、森林の間伐、人材育成、担い手の確保、森林整備等に限られることから、森林環境管理基金として積み立てて、必要に応じて活用するための基金条例を新たに制定するものであります。

次に、議案第 10 号「阿武町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて」につきましては、本年 4 月 29 日をもって任期が満了する農業委員について、推薦、公募を行った結果、6 人の候補者が確定したため、議会の同意をお願いするものであります。

次に、議案第 11 号「阿武町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、水道法施行規則の一部改正に伴い、技術士第 2 次試験に係る条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 12 号「萩市と阿武町との定住自立圏形成協定の変更について」につきましては、平成 23 年 12 月 20 日に萩市と締結した協定に、新たに「福祉」、「地域内外の住民との交流・移住促進」の分野を追加するとともに、各項目における現状に応じた取組内容等に変更のあるものについて、それぞれ修正を行うものであります。

次に、議案第 13 号「山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の

減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について」につきましては、構成団体の脱退及び加入による規約の改正であります。

次に、議案第 14 号「山口県市町総合事務組合の財産処分について」につきましては、山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務について、共同処理する団体が脱退することに伴い、その財産処分を地方自治法の規定により定めるものであります。

次に、諮問第 1 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」につきましては、町長が推薦し、法務大臣が委嘱する委員 3 人のうち、お二人の委員が本年 6 月 30 日に任期満了になることから、人権擁護委員法により、再任及び新委員の推薦に当たり議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第 15 号「阿武町一般会計補正予算（第 4 回）」につきましては、今回の補正は、535 万 5,000 円を追加して、補正後の歳入歳出予算の総額は 28 億 7,414 万 9,000 円で、主には事業の精算見込み等によるものであります。

次に、議案第 16 号「平成 30 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 4 回）」から、議案第 21 号「平成 30 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 回）」につきましては、いずれも特別会計の補正予算でありますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

次に、議案第 22 号「平成 31 年度阿武町一般会計予算」につきましては、総額 28 億 2,400 万円で、対前年度比 3.7%、1 億 100 万円増の積極的な予算としたところであります。

なお、当初予算の基本的な考え方は、先ほど平成 31 年度施政方針の中で主要な部分につきましては触れさせていただきましたので、詳細についての説明は省略させていただきますが、歳入の主なものにつきましては、町税が、個人住民税の減収見込み等により前年度比 3.0% 減の 2 億 7,378 万円、地方譲与税は、森林環境税等が新たに創設され、森林環境譲与税(仮称であります)が新年度か

ら新たに譲与されることから 16.6% 増の 3,860 万円、地方消費税交付金は、消費税率及び地方消費税率の引き上げ等に伴い 2.5% 増の 4,100 万円、地方交付税は、国の地方交付税総額は 1.1% 増となっているものの推計伸び率等を勘案して前年度と同額の 15 億円、そして国庫支出金は、今年度から新たに取り組みを始める「まち・ひと・しごと創生特別事業」に係る地方創生推進交付金の増額や、ナノバブルシステムを利用した陸上型養殖施設を設置する地域経済循環創造事業に係る国庫補助金の増額等により、全体で対前年度比 26.2% 増の 1 億 9,544 万円、そして繰入金は、公営住宅建設事業や分譲宅地整備工事等公共施設整備の実施に伴い公共施設整備基金からの繰入を行うこと等により、127.0% 増の 9,585 万 4,000 円、そして町債は、公営住宅建設事業、町道整備事業及びコミュニティワゴンの運行等に係る過疎債、そして臨時財政対策債等で、3.1% 増の 2 億 3,260 万円といたしております。

次に、歳出の主なものにつきましては、人件費が、職員数の増加等により、前年度比 3.3% 増の 5 億 5,268 万 7,000 円、扶助費は、福祉サービス利用者の増により障害介護給付費の増加や新たに福祉バス助成事業等を実施すること等により、0.6% 増の 2 億 6,966 万 8,000 円、公債費は、償還元金の増加等により 0.7% 増の 2 億 4,018 万 9,000 円、物件費は、単独クラウドから 4 市 1 町クラウドに移行したこと等により情報システム利用料の減額がある一方、パソコンの更新や地方創生に係る新たな取り組み等を行う阿武町版総合戦略推進事業委託料の増加等により、対前年度比 5.8% 増の 7 億 1,328 万 6,000 円、補助費は、柳橋分譲宅地の売り出しに伴う住宅取得補助金を始めとした各種定住奨励金の増額や、町内事業者が新たな特産品開発として、キジハタ・トラフグ等を対象にナノバブルシステムを利用した陸上養殖施設を設置する地域経済循環創造事業の実施に伴う増額等により、11.1% 増の 3 億 1,503 万 6,000 円、そして繰出金は、阿武地区マンホール改修事業の実施により農業集落排水処理事業特別会計繰出金の増額

等により、2.3%増の 3 億 3,964 万円、普通建設事業費は、町道宇田中央線千歳橋外橋梁補修事業や塵芥収集車、スクールバス等に係る増額がある一方で、町道長浜西ヶ畑線道路改良事業や阿武小学校特別支援教室増設事業等の事業完了により、2.0%減の 3 億 6,051 万 3,000 円となったところであります。

なお、当初予算につきましては、別紙当初予算(案)の概要もお配りしておりますので、合わせてご参照いただければと思っております。

次に、議案第 23 号から議案第 29 号までは、7 つの特別会計であります。これについても、その都度、担当参与からご説明をいたさせますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

なお、一般会計と特別会計を合わせた予算総額の規模は、44 億 3,770 万 6,000 円で、前年度予算の 43 億 7,340 万 6,000 円に比べて 6,430 万円、率にして 1.5% の増となったところであります。新年度の予算編成に当たっては、第 6 次阿武町総合計画及び阿武町版総合戦略の最終年であり、また、新たな計画を策定する節目の年であることから、これまでの計画の進捗や新たな計画を考慮しながら、将来に向けた躍動感のある予算編成としたところであります。

次に、全員協議会においての、全協報告第 1 号「契約の締結について」につきましては、町の執行に係る工事請負契約の締結について、その概要をご報告申し上げるものであります。

次に、全協報告第 2 号「有限会社ドリームファーム阿武の経営状況について」につきましては、地方自治法の規定に基づき、その経営状況についてご説明を申し上げるものであります。

次に、全協報告第 3 号「寄附を受けたことについて」につきましては、100 万円の寄附を受けましたので、そのご報告を申し上げるものであります。

以上、本日提案申し上げ、ご審議をいただきます議案等につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、ご提案いたしました議案のなお詳細につきまして

しては、その都度担当参与からご説明をいたさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願いを申し上げまして、開会にあたりましての私からの挨拶とさせていただきます。

○議長 以上で、町長の施政方針演説を終わります。ここで、会議を閉じて 10 分間休憩いたします。

休 憩 10 時 03 分

再 開 10 時 12 分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第 4 議案第 1 号から日程第 18 諮問第 1 号

○議長 続きまして日程第 4、議案第 1 号から日程第 18、諮問第 1 号までを一括議題とします。まず、議案第 1 号、阿武町課設置条例等の一部を改正する条例について説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは議案書の 1 から 2 ページになりますが、議案第 1 号、阿武町課設置条例等の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

本案件につきましては、わかりやすい行政サービスの一環として、町民及び町外の方からも、各課のイメージが容易にできるように、新年度から一部の課名を改正するものであります。それでは、2 ページの新旧対照表によりご説明いたします。まず、改正側の最上段にある括弧でくくってありますが、第 1 条、阿武町課設置条例の一部改正については、民生課を健康福祉課に、住民課を戸籍税務課に、経済課を農林水産課に、施設課を土木建築課にそれぞれ改正する

ものであります。なお、今回の経済課から第一次産業に特化した農林水産課の課名の変更に合わせて、これまで経済課で担当していた商工、観光及び道の駅に関する業務につきましては、まちづくり推進課に移行し、観光部門の移行に伴いこれまで教育委員会で担当していたジオパークの推進に関する業務についても、主にまちづくり推進課で担当することとしております。次に、括弧の第 2 条、阿武町青少年問題協議会設置条例の一部改正、及び第 3 条、阿武町健康づくり推進協議会設置条例の一部改正については、それぞれ民生課の部分を健康福祉課に改正するものであります。なお、1 ページに戻りますが、附則の第 1 条において、施行期日は本年 4 月 1 日からとじていますが、書類等によっては既に配付済みのものもあり、新年度からすぐに全ての書類等において、課名の変更や訂正をすることはできないものもあるため、当面は、附則第 2 条の経過措置において、現に残存するものは、当分の間所要の修正を加え、又は修正を加えずに使用することができる、と規定するものであります。以上で説明を終わります。

○**議長** 次に、議案第 2 号、阿武町監査委員(識見を有する者)の選任につき同意を求めることについて説明を求めます。副町長。

○**副町長** それでは 3 ページですが、議案第 2 号、阿武町監査委員(識見を有する者)の選任につき同意を求めることについて、ご説明をします。

本案件につきましては、現在、3 期 12 年目の永柴義廣監査委員の任期が、本年 5 月 8 日をもって満了するため、その後任委員の選任に当たり、今回新たに長山雅範氏の選任についてご同意をお願いするものであります。なお、長山雅範氏の経歴等につきましては、別紙でお配りしておりますのでご参照ください。以上で、説明を終わります。

○**議長** 次に、議案第 3 号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは 4 ページからになりますが、議案第 3 号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

本案件につきましては、今年度における山口県人事委員会の勧告に伴い、議会議員の期末手当に係る率の引き上げを、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例により、これを行うものであります。それでは 5 ページからの新旧対照表によりご説明をいたします。最初に、上表の第 1 条からご説明いたしますが、これは、昨年 4 月 1 日に遡って、現行の 6 月期の期末手当の率を 100 分の 155 から 100 分の 160 に、12 月期を 100 分の 170 から 100 分の 175 に改正し、合計の 100 分の 325 を 100 分の 10 引き上げて 100 分の 335 に改正するものであります。また、下表の第 2 条につきましても、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例により、新年度からは、国の基準に合わせるため、6 月期については 100 分の 155 から 100 分の 167.5 に、12 月期については 100 分の 170 から 100 分の 167.5 に、それぞれ 6 月期と 12 月期を同率とするもので、合計の支給率は今年度と同率の 100 分の 335 となります。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第 4 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは 7 ページからになりますが、議案第 4 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

本案件につきましても、議会議員と同じく阿武町一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例により、特別職の期末手当に係る率の引き上げを行うものであります。それでは 8 ページの新旧対照表によりご説明をいたします。最初に、上表の第 1 条からご説明をいたしますが、これも議会議員と同じく昨年 4 月 1 日に遡って、現行の 6 月期の期末手当の率を 100 分の 155 から 100 分の 160 に、12 月期を 100 分の 170 から 100 分の 175 に改正し、合計の 100 分の

325を100分の10引き上げ100分の335に改正するものであります。また、下表の第 2 条につきましても、議会議員と同じく阿武町一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例により、来年度からは、国の基準に合わせるため、6 月期については100分の155から100分の167.5に、12月期についても100分の170から100分の167.5に、それぞれ6 月期と 1 2 月期を同率とするもので、合計の支給率は今年度と同率の100分の335となります。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第 5 号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは 9 ページからになりますが、議案第 5 号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

本案件につきましては、山口県人事委員会の勧告に伴い、来年度から一般職の職員の期末手当の率を 6 月期と 12 月期を同率とし、再任用職員の期末手当も同じく 6 月期と 12 月期を同率とし、勤勉手当については率を引き上げる等の改正を行うとともに、現在使用している山口県の人事院勧告による給料表を、来年度から国の人事院勧告による給料表に切り替えるものであります。それでは、まず 18 ページからの新旧対照表によりご説明をいたします。18 ページですが、新旧対照表の第 16 条第 2 項の、一般職員の期末手当の支給については、現行の 6 月期の期末手当の率を 100 分の 122.5 から 100 分の 130 に、12 月期を 100 分の 137.5 から 100 分の 130 に、それぞれ同率に変更し、第 3 項につきましては、再任用職員の期末手当の 6 月期の率を 100 分の 65 から 100 分の 72.5 に、12 月期の率を 100 分の 80 から 100 分の 72.5 の同率に変更する改正であります。また、17 条の勤勉手当については、勤勉手当の 6 月期と 12 月期の率をそれぞれ 100 分の 40 から 100 分の 42.5 に引き上げて、これまでの合計 100 分の 80 から 100 分の 5 引き上げて 100 分の 85 月分に改正するものであります。次に、9 ページからの別表第 1 及び別表第 2 がありますが、山口県人事委員会の勧告により従来使用してい

た山口県の人事院勧告による給料表を、国の人事院勧告による給料表に切り替えるもので、別表第 1 の一般行政職の給料表を 9 ページから 13 ページのように、別表第 2 の医師の給料表を 13 ページから 16 ページのように、それぞれ改正するものであります。なお、給料月額 は民間との均衡を図るため、従前に比べて平均で 2.0% の切り下げとなっております。続いて 16 ページをお願いいたします。16 ページの附則の部分であります。附則の 1 の施行期日は、今年の 4 月 1 日から施行する旨の規定であります。次に附則 2 の職務の級における最高の号級給料月額を受けていた職員の経過措置、附則 3 の施行日前の異動者の号級等の調整、及び附則 4 の給料表の切り替えに伴う経過措置については、いずれも改正後の国の給料表が、現行の県の給料表に比較して減額となるため、他の市町と同様に、既に受けている給料月額が現在支給されている給料の額を上回るようになるまでの間は、その差額に相当する額を現給補償として支給する規定であります。次に、附則 5 の職員が受けていた号級との基礎については、前項の規定の適用について改定前の給与条例を基礎とする基本規定であります。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第 6 号、阿武町一般住宅条例の一部を改正する条例並びに議案第 7 号、阿武町使用料条例の一部を改正する条例については、関連がありますので、一括して説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案書 20 ページをお願いします。議案第 6 号、阿武町一般住宅条例の一部を改正する条例について説明します。

本案件は、平成 30 年度施工の、東方住宅 1 棟 4 戸を 4 月 1 日供用開始することに伴い、阿武町一般住宅条例に、住宅の名称、所在地、家賃を明示するため、条例の一部改正をお願いするものです。21 ページの新旧対照表で説明します。まず、別表第 1 の名称ですが、東方 11 号住宅から東方 14 号住宅までを加え、位置も大字奈古 3203 番地 1 をそれぞれ加えるものです。次に、別表第 2 の名称で

すが、こちらにも東方11号住宅から東方14号住宅までを加え、家賃も東方11号住宅及び12号住宅を26,000円、東方13号住宅及び14号住宅を30,000円にそれぞれ加えるものです。施行期日は平成31年4月1日からです。続いて22ページをお願いいたします。次に、議案第7号、阿武町使用料条例の一部を改正する条例について説明します。

本案件は、議案第6号で説明しました東方住宅の供用開始に伴い、別表6の一般住宅用地駐車場使用料の一部改正をお願いするものです。23ページの新旧対照表で説明します。対象団地名東方団地の項中、大字奈古3086番地1の次に、・3203番地1を加えるものです。以上です。

○**議長** 次に、議案第8号、阿武町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。民生課長。

○**民生課長** 議案書の24ページをお願いします。議案第8号、阿武町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について説明します。

今回の一部改正は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律及び関係法令の規定に基づき、高齢者と障害者、障害児が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスが位置づけられたことになり、地域密着型サービスとして、共生型地域密着型通所介護が創設されたことに伴い、地域密着型サービスの基準に、新たに共生型地域密着型通所介護に関する規定を追加するための条例の一部改正で、条例の目次及び本則に新たに第11章として、共生型地域密着型通所介護の1章を追加するものです。共生型サービスの創設によって、既存の指定障害福祉サービス事業所が、共生型サービスの指定を受けやすくなり、当該事業所において、高齢者、障害者、障害児が一体的にサービスを受けやすくなる

ことが可能となります。共生型地域密着型通所介護の指定基準につきましては、厚生労働省令に基づき、市町村が条例で定めることとなっており、24ページの第242条基本方針から31ページの第260条準用まで39カ条の追加ですが、いずれも厚生労働省令に準拠したものであり、従前から搭載してある認知症対応型通所介護や地域密着型通所介護の章と同様に、共生型地域密着型通所介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めたものでありますので、逐条での説明は割愛をさせていただきます。また、この改正条例の適用を受けるような指定障害福祉サービス事業所は、現在のところ本町にはありません。なお、この条例改正は、公布の日から施行することとなります。以上です。

○**議長** 次に、議案第 9 号、阿武町森林環境管理基金条例について、説明を求めます。経済課長。

○**経済課長** 議案書49ページをお願いいたします。議案第 9 号、阿武町森林環境管理基金条例について説明します。

本案件につきましては、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、今通常国会におきまして森林関連法の見直しが予定され、更に、平成31年度税制改正におきまして、仮称ではありますが森林環境税及びこれを財源とした森林環境譲与税が創設されることとなっております。この森林環境譲与税の使途といたしましては、森林の間伐や林業の人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされておりますことから、これを基金として積み立て必要に応じて活用するため、阿武町森林環境管理基金条例を制定し、条例でその管理等に関する事項を定めるものであります。それでは条文のご説明をいたします。第 1 条は設置で、木材利用の促進、普及啓発、森林整備等に要する資金に充てるため、阿武町森林環境管理基金を設置するものであります。第 2 条からは従前の基金条例と重複いたしますが、

第 2 条は積み立てで、基金として積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定める額とするものです。第 3 条は管理で、基金に属する現金は、預金のほか最も確実かつ有利な方法により管理をしなければならないとするものです。第 4 条は運用益の処理ですが、基金の運用から生じた収益は、一般会計に計上して基金に編入するものです。第 5 条は繰替運用で、財政上必要があると認められるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を繰り替えて運用することができるとするものです。第 6 条は処分で、基金は第 1 条に定める目的に充てる場合に限り処分することができるとするものであります。第 7 条は委任で、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めるとするものです。最後に、附則といたしまして、この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行するものであります。以上で説明を終わります。

○**議長** 次に、議案第 10 号、阿武町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、説明を求めます。経済課長。

○**経済課長** 議案書 50 ページをお願いします。議案第 10 号、阿武町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて説明いたします。

本案件は、今年 4 月 29 日をもって任期満了となります阿武町農業委員会の委員の任命について、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定によりまして、議会の同意を求めるものであります。阿武町農業委員会の新委員につきましては、昨年 12 月 25 日から今年 1 月 31 日までの期間におきまして、応募及び推薦を受け付け、定数 6 名に対し 6 名の推薦があり、いずれの候補者とも欠格事項に該当しないことを確認の上、阿武町農業委員会候補者評価委員会を開催の結果、委員からも承認されたものでございます。委員の候補者につきまして、届出順に氏名、生年月日、住所を朗読いたします。田中 守、昭和 25 年 3 月 22 日、阿武町大字木与 661 番地 3、池田 誠、昭和 21 年 8 月 9 日、阿武町大字宇生賀

1342番地、伊藤佐登子、昭和19年9月24日、阿武町大字宇田902番地、西村俊光、昭和25年2月8日、阿武町大字宇生賀4389番地、藤井聖博、昭和25年10月13日、阿武町大字奈古1338番地1、末益敏雄、昭和25年11月19日、阿武町大字奈古1362番地、以上6名で、新委員の任期は、平成31年4月30日から新元号4年(2022年)4月29日までの3年間となります。以上です。

○**議長** 次に、議案第11号、阿武町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。施設課長。

○**施設課長** 議案書の51ページをお願いします。議案第11号、阿武町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に係る条例の一部を改正する条例について説明します。

本案件は、技術士法施行規則の一部改正に伴い、技術士第2次試験のうち、上下水道部門の選択科目の水道環境が、上水道及び工業用水道に統合され、平成31年4月1日より施行されることとなっています。これに伴い、水道法施行規則に定める資格要件が改められることから、阿武町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の資格要件についても改正を行う必要があるため、今回の条例の一部改正をお願いするものです。施行期日は平成31年4月1日からです。以上です。

○**議長** 次に、議案第12号、萩市と阿武町との定住自立圏形成協定の変更について、説明を求めます。まちづくり推進課長。

○**まちづくり推進課長** 議案書の54ページをお願いします。議案第12号、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書について説明します。

本案件につきましては、平成23年12月20日に締結した、萩市と阿武町の定住自立圏形成協定の一部を変更することについて、議会の議決をお願いするものです。59ページから70ページの新旧対照表の変更部分にアンダーラインをして

おりますので、ご覧頂きたいと思います。内容としましては、圏域の共通の課題となる定住自立圏形成協定の別表の表中に、定住自立圏共生ビジョン懇談会の意見を踏まえ、字句の追加、削除、変更を加えるもので、まず、59ページの新旧対照表の別表 1、生活機能の強化に関する取組、(1)医療、項目、救急医療体制の構築、を維持に改め、取組内容を圏域の地域医療体制の充実を図るため、医療従事者の確保や病病連携、病診連携、休日急患診療センターの体制を維持し、持続可能な医療供給体制に努める、に改めるものです。また、甲の役割と乙の役割、甲とは萩市、乙とは阿武町ですが、それぞれ、エ、上記の取組を効果的に推進するために地域医療再生計画に基づく諸事業を実施、推進する、を削除するものです。これは、萩市に休日急患診療センターが整備されるなど、圏域の救急医療体制が整ったことによる変更です。次に、60ページと61ページの項目、医療従事者の確保など地域医療の充実、で61ページの甲と乙の役割、それぞれ、イの上記の取組を効果的に推進するために地域医療再生計画に基づく諸事業を実施、推進する、を削除するものです。これは、萩医療圏の地域医療再生計画において、休日急患診療センターが整備されるなど、圏域の医療機能連携が図られたことによる削除です。次に、61ページ、1、生活機能の強化に関する取組に、新たに、(2)福祉、を追加し、項目に、在宅医療・介護・子育て支援体制の整備及び充実、を追加し、取組内容、圏域における関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護・子育て支援体制を整備し充実を図る、を追加し、甲と乙の役割として、甲と乙、関係機関と連携し、在宅医療・介護・子育てに関する取組を推進する、を追加するものです。これは、圏域の共通課題として福祉の分野を追加するものです。次に62ページと63ページ、(2)産業振興、が(3)となり、甲と乙の役割として、イの耕作放棄地の再生及び担い手の育成、確保の後に、有害鳥獣被害防止対策、を追加するものです。これは、圏域共通の課題として有害鳥獣の被害防止対策の取組について追加す

るものです。次に、63ページから65ページ、項目、商工業の振興、を商工観光業の振興、に改め、取組内容に観光客の来訪及び滞在の促進を図る。を追加し、乙の役割として、特産品等の地域ブランド開発支援に加えて、ア、農商工連携の取組を推進する。ウ、関係団体等との連携により定住、起業等を促進する諸施策を展開し、圏域産業の活性化を図る。エ、関係団体、住民との連携により地域ならではの観光資源を生かした全国に誇れる観光地づくりを目指す取組を推進する。を追加するものです。これは、ジオパークを始め、圏域共通の課題として、観光の強化の取組について追加するものです。最後に、66ページから69ページ、2 結びつきやネットワークの強化に関する取組に、69ページ、(4)地域内外の住民との交流・移住促進、を追加し、項目に、交流・移住の促進、を追加し、取組内容に、圏域内外の交流機会を創出し、圏域の活性化を図るとともに、圏域内への移住・定住の促進に取り組む。を追加し、甲と乙の役割に、甲や乙、関係機関と連携し交流機会を創出するほか、移住・定住に向けた取組を推進する。を追加するものです。これは、圏域共通の課題として、交流・移住の促進についての取組について追加するものです。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第13号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは71ページからになりますが、議案第13号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてご説明をいたします。

本案件は、構成団体の脱退及び加入による規約の一部改正で、本年3月31日をもって、「養護老人ホーム秋楽園組合」が解散することに伴い、組合からの脱退と、4月1日から組合の事務を共同処理する団体に、「光市」及び「光地

区消防組合」を新たに加えるものであります。なお、72ページから、組合格約の新旧対照表をお付けしておりますのでご参照をいただきたいと思います。以上で説明を終わります。

○議長 続いて議案第14号、山口県市町総合事務組合の財産処分について、説明を求めます。副町長。

○副町長 75ページになりますが、議案第14号、山口県市町総合事務組合の財産処分についてをご説明いたします。

本案件は、地方自治法の規定により、「養護老人ホーム秋楽園組合」が、山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から離脱することに伴い、当該組合が納付した負担金の額と、当該組合の職員に支給した退職手当等の額との差額を、「養護老人ホーム秋楽園組合」に帰属させる財産として、山口県市町総合事務組合が財産処分することについて、議会の議決を求めるものであります。以上で説明を終わります。

○議長 次に、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書76ページをお願いします。諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを説明します。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、市町村の議会の意見を聞いて、市町村長の推薦した者を法務大臣が委嘱することになっています。現在委嘱を受けている阿武町の委員は、参考の(1)に掲載している 3 人の方々です。委員の任期は 3 年で、このうち小野喜男委員、藤村芳秀委員のお二人が、本年 6 月 30 日をもって任期満了となりますので、今回、新たな委員の候補者として、1 人目は、再任で小野喜男氏、生年月日は昭和 22 年 11 月 10 日、住所、阿武町大字奈古 3207 番地 3、もう 1 人は、新任で堀泰司氏、生年月日は昭和 34 年 5 月 27 日、住所、阿武町大字惣郷 1029 番地、の両名を推薦することで、議会のご意見を伺

うものです。なお、両氏の履歴書をお配りしておりますので、参考にさせていただきたいと思います。また、参考の(2)に、人権擁護委員法の抜粋を記載しておりますのでご参照ください。以上で説明を終わります。

#### 日程第 19 議案第 15 号から日程第 25 議案第 21 号

**議長** 日程第 19 議案第 15 号から日程第 25 議案第 21 号までを一括議題といたします。

まず、議案第 15 号、平成 30 年度阿武町一般会計補正予算(第 4 回)について、説明を求めます。副町長。

○**副町長** では 77 ページをお願いいたします。議案第 15 号、平成 30 年度阿武町一般会計補正予算(第 4 回)について、ご説明いたします。今回の補正額は、535 万 5,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 28 億 7,414 万 9,000 円とするものです。

なお、歳入歳出予算補正、地方債補正、及び繰越明許費については、別冊補正予算書の第 1 表、第 2 表及び第 3 表のとおりです。以上で説明を終わります。

○**議長** 続いて、説明をお願いします。説明は 22 ページ、歳出からお願いします。1 款、議会費から、議会事務局長。

(議会事務局長、議会費について説明する。)

○**議長** 続いて、副町長。

(副町長、一般管理費、財産管理費、のうそんセンター費、ふれあいセンター費、基金積立金、情報政策費について説明する。)

○**議長** 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、企画総務費、企画振興費、文書広報費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、防災行政無線費について説明する、)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、まち・ひと・しごと創生特別事業費について説明する。)

○議長 続いて、住民課長。

(住民課長、税務総務費について説明する。)

○議長 ここで会議を閉じて10分間休憩いたします。

休 憩 10時58分

再 開 11時07分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を続行します。

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、統計調査費について説明する。)

○議長 続いて、民生課長。

(民生課長、社会福祉総務費、老人福祉費、児童福祉総務費、保育所運営費、保健衛生総務費、環境衛生費、診療所費、保健事業費、塵芥処理費、し尿処理費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、農業政策費、畜産費、林野管理費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、小規模治山事業費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、水産業政策費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、漁港管理費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、単県農山漁村魚礁整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、漁港建設費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、道の駅産業振興費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、土木総務費、道路費、橋梁費、過疎対策道路事業費、一般単独道路事業費、公営住宅建設事業費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、消防費、災害対策費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、事務局費、(小)学校管理費、(小)教育振興費、給食センター費、(中)学校管理費、(中)教育振興費、外国青年英語指導事業費、社会教育総務費、町民センター費、文化財保護費、保健体育総務費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、30 災公共土木施設災害復旧事業費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、公債費利子について説明する。)

○議長 以上で、歳出の説明を終わります。続いて、歳入に入ります。12 ページ、町税から、副町長。

○副町長 それでは12ページからお願いいたします。

(副町長、歳入補正、地方債補正、及び繰越明許費の概要について説明する。)

○議長 次に、議案第16号、平成30年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第4回)について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の78ページをお願いします。議案第16号、平成30年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第4回)について説明します。今回の補正は予算の総額に2,036万6,000円を追加し、予算の総額を7億1,065万1,000円とするものです。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第17号、平成30年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第3回)について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の79ページをお願いします。議案第17号、平成30年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第3回)について説明します。今回の補正は、予算の総額に38万4,000円を追加し、予算の総額を6,716万9,000円とするものです。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第18号、平成30年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1回)について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の80ページをお願いします。議案第18号、平成30年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1回)について説明します。今回の補正は、予算の総額から716万5,000円を減額し、予算の総額を7,619万8,000円とするものです。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第19号、平成30年度阿武町介護保健事業特別会計補正予算(第4回)について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の 81 ページをお願いします。議案第 19 号、平成 30 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 4 回)について説明します。今回の補正は、予算の総額から 1,402 万 7,000 円を減額し、予算の総額を 6 億 5,481 万 8,000 円とするものです。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 20 号、平成 30 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 回)について、説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案書の 82 ページをお願いします。議案第 20 号、平成 30 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 回)について説明します。今回の補正は、予算総額から 270 万円を減額し、予算総額を 5,676 万円とするものです。なお、歳入歳出、予算補正及び繰越明許費につきましては別冊補正予算書の第 1 表、第 2 表のとおりです。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 21 号、平成 30 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)について、説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案書の 83 ページをお願いいたします。議案第 21 号、平成 30 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)について説明します。今回の補正は、予算総額に 54 万 8,000 円を追加し、予算総額を 7,272 万 6,000 円とするものです。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 ここで、昼食のため休憩をいたします。午後は 1 時から開会したいと思います。

休 憩 12 時 02 分

再 開 13 時 00 分

○議長 昼食のための休憩を閉じて、会議を続行いたします。

日程第 26 議案第 22 号から日程第 33 議案第 29 号

○議長 日程第 26、議案第 22 号から日程第 33、議案第 29 号までを一括議題とします。

○議長 先ず、議案第 22 号、平成 31 年度阿武町一般会計予算について、説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは議案書の 84 ページをお願いいたします。議案第 22 号、平成 31 年度阿武町一般会計予算についてご説明します。

まず第 1 条は、平成 31 年度阿武町一般会計予算の総額を、28 億 2,400 万円と定めるものです。また第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分とその金額は、別冊予算書の第 1 表、歳入歳出予算のとおりとするものです。また、第 2 条は地方債の目的や限度額、起債の方法、率及び償還の方法を定めるもので、第 2 表地方債のとおりであります。第 3 条は、一時借入金の最高限度額を 5 億円と定めるものです。また、第 4 条は、歳出予算の各項の金額の流用について、各項に計上した給料、職員手当及び共済費についてのみ同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ができる旨を定めるものであります。以上で終わります。

○議長 続いて、説明をお願いします。説明は、歳出からお願いします。43 ページ、議会費から。議会事務局長。

(議会事務局長、議会費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、一般管理費、財産管理費、のうそんセンター費、ふれあいセンター費、基金積立金、情報政策費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、企画総務費、企画振興費、文書広報費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、防災行政無線費、交通安全対策費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、まち・ひと・しごと創生特別事業費、山口ゆめ花博推進事業費について説明する。)

○議長 続いて、住民課長。

(住民課長、税務総務費、賦課徴収費、固定資産評価費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、固定資産評価審査委員会費について説明する。)

○議長 続いて、住民課長。

(住民課長、戸籍住民基本台帳費について説明する。)

○議長 続いて、選挙管理委員会事務局長。

(選挙管理委員会事務局長、選挙管理委員会費、選挙啓発費、山口県議会議員選挙費、参議院議員選挙費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、指定統計調査費について説明する。)

○議長 続いて、議会事務局長。

(議会事務局長、監査委員費について説明する。)

○議長 続いて、民生課長。

(民生課長、社会福祉総務費、老人福祉費について説明する。)

○議長 続いて、住民課長。

(住民課長、国民年金事務費について説明する。)

○議長 続いて、民生課長。

(民生課長、児童福祉総務費、保育所運営費、児童クラブ費、災害救助費、保健衛生総務費、環境衛生費、母子健康センター費、診療所費、保健事業費、子育て世代包括支援センター費、塵芥処理費、し尿処理費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、労働諸費、農業委員会費、農業者年金事務費、農業政策費、畜産業費、水田営農対策推進費、中山間地域等直接支払事業費、農山漁村女性活動推進事業費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、農村整備費、農村災害対策整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、多面的機能支払交付金事業費、阿武町西台放牧場管理費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、農業競争力強化基盤整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、環境保全型農業直接支援対策費、土地改良施設適正化事業費、林業政策費、林野管理費、林業センター費、森林整備地域活動支援事業費、水産業政策費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、漁港管理費、漁業集落環境整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、単県農山漁村魚礁整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、漁港建設費、漁港単独改良事業について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、商工政策費、観光費、道の駅産業振興費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、土木総務費、道路費、橋梁費、過疎対策道路事業費、一般単独道路事業費、河川費、住宅管理費、特定公共賃貸住宅管理費、公営住宅建設事業費について説明する。)

○議長 ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休 憩 13時59分

再 開 14時09分

○議長 休憩を閉じて、会議を続行いたします。休憩前に引き続き、説明をお願いします。副町長。

(副町長、消防費、災害対策費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、教育委員会費、事務局費、教職員住宅管理費、(小)学校管理費、(小)教育振興費、給食センター費、(中)学校管理費、(中)教育振興費、外国青年英語指導事業費、社会教育総務費、公民館費、町民センター費、生涯学習振興費、文化財保護費、放課後子ども教室費、保健体育総務費、体育センター等費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、農林水産施設災害復旧費—単独災害復旧事業費、公共土木施設災害復旧費—単独災害復旧事業費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、公債費—元金、利子、諸支出金、予備費について説明する。)

○議長 以上で、歳出の説明を終わります。

続いて、歳入に入ります。13ページ、1 款、町税から、副町長。

(副町長、歳入について説明する。)

○副町長 それでは、5 ページをお願いします。第 2 表地方債であります、定住奨励金、町営バスやコミュニティワゴン、みどり保育園の外国青年保育助手の招致、清掃車整備事業、各種過疎対策の漁港施設、道路、定住促進住宅及び消防防災整備事業、スクールバス整備事業のほか、臨時財政対策債の発行限度額を記載のとおりとするものであります。

以上で歳入の説明を終わります。なお、平成31年度当該予算につきましては、この予算書のほかに、別冊で、当初予算の概要をお配りしておりますが、この中に予算編成方針なり予算の概要、また、主要施策事業等を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

○議長 ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休 憩 14時59分

再 開 15時09分

○議長 休憩を閉じて、会議を続行いたします。休憩前に引き続き、説明をお願いします。

○議長 次に、議案第23号、平成31年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の85ページをお願いします。議案第23号、平成31年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算について説明します。歳入歳出の予算総額は、6 億2,217万2,000円とします。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 24 号、平成 31 年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の 86 ページをお願いします。議案第 24 号、平成 31 年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算について説明します。歳入歳出予算の総額は、5,640 万 3,000 円とします。

（民生課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長 次に、議案第 25 号、平成 31 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の 87 ページをお願いします。議案第 25 号、平成 31 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算について説明します。歳入歳出予算の総額は、7,536 万 9,000 円とします。

（民生課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長 次に、議案第 26 号、平成 31 年度阿武町介護保険事業特別会計予算について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書 88 ページをお願いします。議案第 26 号、平成 31 年度阿武町介護保険事業特別会計予算について説明します。歳入歳出予算の総額は、6 億 7,810 万円とします。

（民生課長、歳出、歳入について説明する。）

最後に、もう一度議案書の 88 ページをお願いします。第 2 条でございますが、第 2 条は歳出予算の流用です。地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用をすることができる旨の規定であります。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第 27 号、平成 31 年度阿武町簡易水道事業特別会計予算について、説明を求めます。施設課長。

○**施設課長** 議案書の 89 ページをお願いします。議案第 27 号、平成 31 年度阿武町簡易水道事業特別会計予算について説明します。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,816 万 9,000 円とします。また、第 2 条に、地方債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法を別冊予算書の第 2 表地方債による、としています。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○**議長** 次に、議案第 28 号、平成 31 年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算について、説明を求めます。施設課長。

○**施設課長** 議案書の 90 ページをお願いいたします。議案第 28 号、平成 31 年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算について説明します。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、8,351 万 5,000 円とします。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○**議長** 次に、議案第 29 号、平成 31 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算について、説明を求めます。施設課長。

○**施設課長** 議案書の 91 ページをお願いいたします。議案第 29 号、平成 31 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算について説明します。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,997 万 8,000 円とします。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○**議長** 以上で議案説明を終わります。

#### 日程第 34 委員会付託

○**議長** 日程第 34、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております、議案第 1 号から議案第 29 号までの議案 29 件と諮問 1 号の 1 件については、会議規則第 39 条第 1 項の規定によ

り、一括して、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号から議案第 29 号までと諮問第 1 号の 30 件については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

○議長 以上で本日の議事日程は、全て終了しました。本日は、これをもって散会とします。全員ご起立をお願いします。

一同礼、お疲れさまでした。

散 会 16時56分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 清 水 教 昭

阿武町議会議員 中 野 祥 太 郎